

岐阜県立東濃特別支援学校 いじめ防止基本方針

○いじめ問題に対する基本的な考え方

1 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの具体的な態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる（けんかやふざけ合いを含む）。
- ・仲間外れや集団による無視。
- ・遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめに対する学校の基本姿勢

- (1) 学校教育全体を通じて、いじめを人権問題として捉え、「いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周辺の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されない」行為であるという意識や、いじめが刑事罰の対象となり得る等のいじめの法律上の取り扱いについて、児童生徒一人一人に理解できるように指導を徹底する。
- (2) 学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- (3) いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- (4) いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- (5) 児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると自己有用感や自己肯定感を育むことのできる学校づくりを推進する。
- (6) 教職員は、発達障がいを含む障がいのある児童生徒、外国につながる児童生徒、性同一障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒及び被災児童生徒の状況が、いじめが生まれる背景にある可能性があることを十分認識した上で、指導、支援を行う。
- (7) いじめ問題は、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導、支援を行う。
- (8) 外部評価を実施し、いじめ基本方針に基づく自校の教育活動の点検及び見直しを実施する。
- (9) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

○いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組

1 未然防止のためのポイント

全ての児童生徒が、認められているという気持ちを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める。この場合において、県が実施した「いじめ・不登校等未然防止事業」の成果を積極的に活用する。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

2 いじめ防止等の対策のための校内組織

【法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

<組織の名称>

岐阜県立東濃特別支援学校「いじめ防止等対策検討委員会」

<組織の構成員>

- ・外部専門家の参画の見地より 第三者（保護者代表、地域住民代表、臨床心理士 等）
- ・学校関係者（校長、教頭、各学部主事、教務主任、生徒指導主事 等）

<組織の運営>

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事件の調査を行う組織である。
- ・年2回（6月頃・2月頃）に開催し、学校がいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

3 関係諸機関との連携

- ・県が指定した「いじめ・不登校等未然防止事業」の公立学校又は市町村教育委員会等に対し、専門的知見から指導・助言ができる、大学教授や教員経験者を「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」として依頼する。
- ・暴力行為の未然防止と早期対応を図るため、暴力行為等防止支援員を依頼し、児童生徒や保護者への対応や教職員に対する助言等を行う。

○いじめ問題発生時の対処（早期発見・事案対処マニュアル）

- ・「法 第23条」に基づき対応を行う
- ・学校は、「*学校いじめ防止プログラム」や「*早期発見・事案対処マニュアル」を定める。*別紙

1 早期発見・早期対応

教職員は、いじめの定義に当たる、あるいは疑われる態様を発見した場合、速やかに校内のいじめ対策組織に当該情報を報告し、組織的な対応に繋げなければならない。

2 いじめ問題発生時・発見時の初期対応

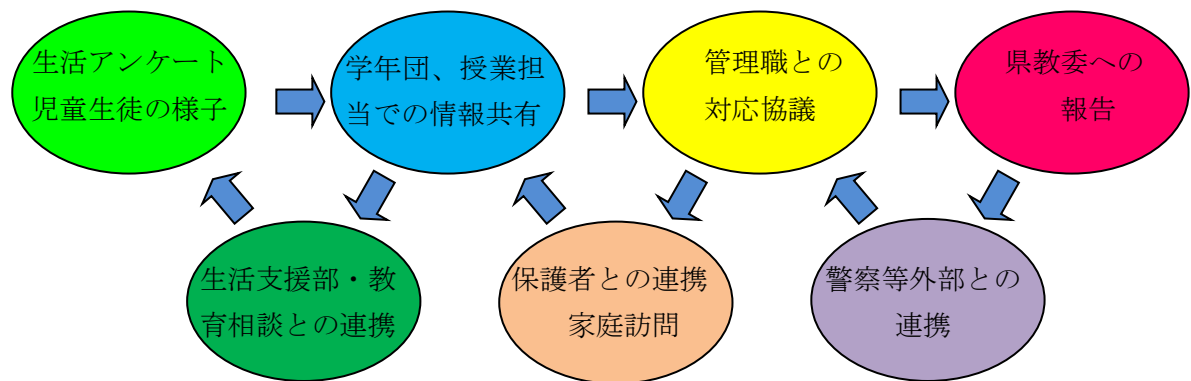
<対応する組織（校内のいじめ対策組織）>

- ・生活支援部、生徒支援委員会、学部会

<対応手順>

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（生育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任をもって県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該生徒にかかわる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

<対応図>



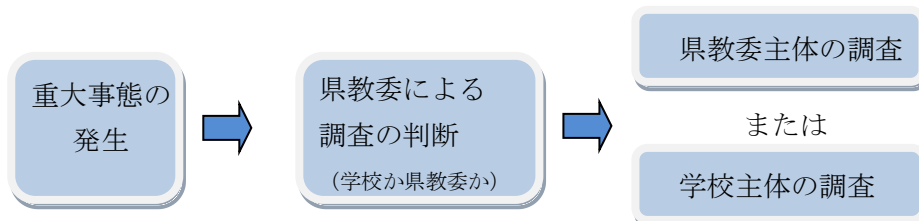
3 「重大事態」と判断された時の対応

「法 第28条」に基づき対応を行う

<重大事態とは>

- ・いじめにより児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童生徒が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<対応図>



<対応手順>

- ・いじめ防止等対策検討委員会を開催する。（必要に応じて専門的な第三者を加える。）
※構成員は、当該事案に直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない者とし、中立、公平な外部人材を加える。
- ・県教育委員会（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための調査の実施について、学校主体によるものか、県教育委員会主体によるものかの判断を仰ぐ。

- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

<事実関係を明確にするための調査実施にあたっての留意事項>

- ・県教育委員会（地域担当生徒指導主事を含む）と連携し、実施方法や内容等について指示を仰ぐ。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を迅速に調査し明確にする。
- ・学校にとって不都合な事実があったとしても、真摯な姿勢で調査に臨む。
- ・当該事案に係る児童生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童生徒及びその保護者に調査実施の趣旨等を説明する等の対応をする。また、その調査結果を県教育委員会に報告する。
- ・調査結果から明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教育委員会による指導及び支援を受け、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係の情報を提供する。
- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

4 「解消」の定義

- ・「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策組織の判断で、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の時間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

- ・上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

○情報の取扱い

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間は当該児童生徒が卒業後5年間とする。

また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要であることから、必ず保管するものとする。特に生徒の自死等が発生した場合は、大変重要な資料となる。

○いじめ防止プログラム（年間指導計画）

月	取 組	目 的 ・ 内 容
4 月	職員会、保護者懇談 登下校集中指導週間	教職員、保護者に基本方針の説明 通学別指導の実施 各通学ポイントでの指導
5 月	MS リーダーズ活動開始	年間を通じて交通安全啓発や募金活動等を行う
6 月	第 1 回いじめ防止等対策検討委員会 学校生活アンケートの実施・個別面談	いじめ防止の年間の取組について検討 全校児童生徒を対象に実施
7 月	情報モラル教室 保護者懇談 職員人権研修① 長期休業に向けた生活指導	情報端末機器の正しい使い方について 保護者との情報交換
8 月	夏休み中の生活指導	
9 月	登下校集中指導週間 保護者懇談	各通学ポイントでの指導 保護者との情報共有
10 月	学校生活アンケートの実施・個別面談 職員人権研修②	全校児童生徒を対象に実施 保護者との情報交換
11 月	外部評価の実施	取組の実施状況の外部評価
12 月	ひびきあい週間 長期休業に向けた生活指導	全校各クラスで人権に関する取組を行う
1 月	登下校集中指導週間 学校生活アンケートの実施・個別面談	各通学ポイントでの指導 全校児童生徒を対象に実施
2 月	高等部合格者向け講話「情報モラル」 第 2 回いじめ防止等対策検討委員会	高等部合格者と保護者向けの講話 いじめ防止の当校の取組の検証と課題
3 月	長期休業にむけた生活指導	

- ・係活動や委員会活動、MS リーダーズ活動等ボランティア活動を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。

<添付資料>

※「Ⅲ 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置（P 1 4）参照する国の基本方針 別添 2」

策定日 平成 2 6 年 4 月 1 日
改定日 平成 2 9 年 1 0 月 2 日
改定日 平成 3 1 年 4 月 1 日

